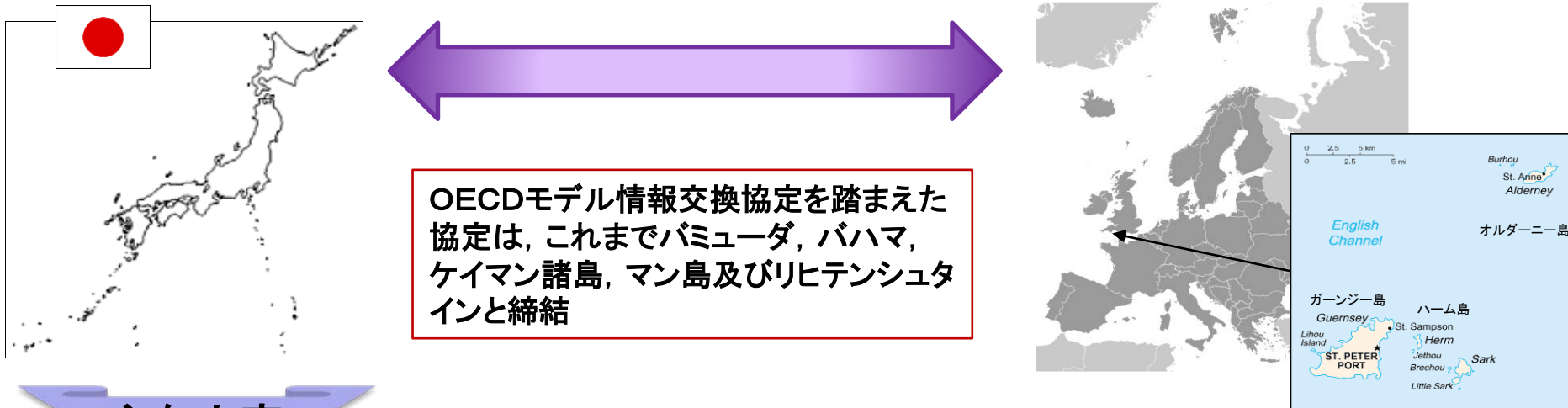


日・ガーンジー租税協定

背景

- 国際的な脱税・租税回避行為を防止するため、国際的な情報交換ネットワークの整備・拡充が必要
- OECDは、いわゆるタックス・ヘイブン(注)との間の租税に関する情報交換のための法的枠組みを整備するモデル条約(OECDモデル情報交換協定)を策定
- ➡ OECD加盟国は、OECDモデル情報交換協定を踏まえた協定を多数締結



主な内容

- 租税に関する情報交換の詳細な枠組みを定める
- 銀行等の金融機関が保有する情報も提供対象
- 提供された情報の秘密保持

ガーンジー

英国王室属領。人口:62,915人。
公用語: 英語、フランス語。

世界有数のオフショアセンターの一つ。

国際的な脱税・租税回避の温床となる可能性が懸念されている。

(注) OECDの基準によれば、①他国との実効的な情報交換、②税制・税務執行についての透明性の向上のいずれも十分に実施していない国・地域が「租税に関する国際標準(すなわち、①と②)を十分に実施していない国・地域」と位置付けられている。これに対し、従来から一般的に「タックス・ヘイブン」と位置付けられてきた国・地域には、上記に加え、金融・サービス等の活動から生ずる所得に対して無税としているか又は名目的にしか課税していない国・地域等も含まれる。